

中学校民間教育団体活用スペシャル講座業務委託仕様書

1 目的 中学校民間教育団体活用スペシャル講座業務は、学習ノウハウを持った民間教育団体に事業を委託することで、市内小中学生の学習意欲の喚起や家庭学習の定着を促し、更なる学力向上を図ることを目的とする。

2 業務名 中学校民間教育団体活用スペシャル講座業務

3 履行期間 契約日から令和 8 年 3 月 31 日(火)まで

4 履行場所

履行場所	所在地	電話番号
那珂川市立那珂川中学校	福岡県那珂川市仲 3 丁目 19 番 1 号	092-952-2111
那珂川市立那珂川南中学校	福岡県那珂川市上梶原 1 丁目 2 番 1 号	092-952-7915
那珂川市立那珂川北中学校	福岡県那珂川市片縄西 3 丁目 26 番 1 号	092-953-7887

5 講座内容

(1) 対象者等

(a) 講座 1 について

- ・対象者は上記 3 中学校の生徒とし、定員は原則として中学校ごとに中学校第三学年 40 人（2 クラス）、3 中学校計 120 人（6 クラス）とする。
- ・ただし、応募人数等により人数調整が必要な場合は、教育委員会と協議の上、学校間で調整を図るものとする。

(b) 講座 2 について

- ・対象者は上記 3 中学校に進学する児童とし、定員は原則として中学校区ごとに小学校第六学年 35 人（1 クラス）、3 中学校計 105 人（3 クラス）とする。
- ・ただし、応募人数等により人数調整が必要な場合は、教育委員会と協議の上、学校間で調整を図るものとする。

(2) 学習教科等

(a) 講座 1 について

- ・学習教科は、英語及び数学とする。
- ・教材等は最新の受験対策を反映した内容とする。
- ・講座は 1 回につき、英語 60 分、数学 60 分の計 120 分とする。

(b) 講座 2 について

- ・学習教科は算数科・数学科とする。
- ・教材等は算数科・数学科の学習内容のうち、特に重要と思われるものを精選した内容とする。
- ・講座 1 回につき、60 分を 2 コマの計 120 分とする。

(3) 実施日時

- ・原則として土曜日の午前中とする。ただし、児童生徒を対象とする他の行事と実施時期が重複する等、所期の目的達成に支障が生じる場合は、平日とすることも可とする。
- ・業務受託者は、事前に那珂川市教育委員会及び各中学校と協議の上、実施日時案を作成し、那珂川市教育委員会及び各中学校の了承を得ること。

(4) 実施回数及び形態

- ・講座1については、各クラスで15回（集団指導形式5回、個別指導形式10回）開催すること。講座2については各クラスで6回（集団指導形式3回、個別指導形式3回）開催すること。
- ・指導形態は、対面による指導とメディアを利用した指導を実施すること。

(5) 実施施設

- ・履行場所における使用教室等は、那珂川市教育委員会が指定した学校施設とする。
- ・オンライン配信の発信場所、必要となる機材、アカウント等については事業受託者で準備するものとする。

(6) 指導方法等

- ・指導方法は、集団指導形式と個別指導形式（講師1人に対して受講者6～7人程度）を基本とする。
- ・習熟度別学習など個に応じた指導を行うこと。
- ・使用する教材や学習プログラム（以下「教材等」という。）は、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領を踏まえたものとすること。
- ・教材等は、各学校に配備されるchromebook（Wi-Fiモデル）を有効に活用できる内容とすること。（映像授業＋オンライン学習問題集など）
- ・作成した教材等は、那珂川市教育委員会にデータ等で提出すること。
- ・受講者の学力や目標に応じた教材等を準備し、学習支援を行うこと。また、家庭学習の習慣を育成するため、家庭学習についての助言や指導もを行うこと。
- ・本講座の取組を保護者や地域に知らせるため、必要に応じて事業説明会または授業参観を実施すること。

(7) 不登校生徒への支援

- ・不登校の生徒に対する支援の取組を行うこと。

6 講座の流れ

業務受託者は、以下の流れに沿って業務を適正に履行すること。

(1) 事業の周知

- ・効率的かつ効果的な方法で生徒や保護者に対し、広く事業を周知すること。

(2) 受講者の募集

- ・効率的かつ効果的な方法で講座の受講希望者を募集すること。

(3) 受講者への通知

- ・受講者を決定した時は、速やかに受講者及びその保護者に対し、今後のスケジュールや受講における注意点等を通知すること。

(4) 確認テスト

- ・講座1については、受講者に対し、講座の受講前と受講後の2回、効果検証を行うための確認テストを実施すること。

(5) 出欠管理

- ・受講者の出欠について、保護者が遅刻や欠席を簡潔に連絡できる仕組みを構築すること。また、受講者の出席状況については、適宜教育委員会に報告できるよう管理すること。

(6) 効果検証

- ・講座1及び講座2については、講座開催中、受講者及び保護者にアンケートを実施し、講座内容や講座に取り組む受講者の学習意欲や家庭学習状況等についても検証すること。講座1については、業務の実施前と実施後の学力等を比較し、業務の効果を検証すること。検証結果を那珂川市教育委員会に報告すること。

(7) 講師の配置等

- ・1回の講座につき、各学校1人以上のリーダー講師を配置すること。なお、メディアを利用した指導についてはこの限りではない。配置された講師は、受講者の学習支援及び安全確保のため、以下の業務を行うこと。
 - (a)受講者の学習状況に応じて、適切な指導を行うこと。
 - (b)講座開催中、講師は1人以上クラスに常駐すること。
 - (c)受講者名簿による出欠確認を行うこと。

(8) 安全管理

- ・受講者を対象とする登下校時を含めた損害賠償保険に加入すること。
- ・学校施設を使用する際は、施設警備（開錠施錠業務）について、必要な措置を講じること。
- ・危険を防止する措置を講じるとともに、事件、事故及び災害等の発生時には、迅速かつ的確な緊急対策を実施できるよう適切な措置を講じること。

(9) 衛生管理

- ・講座実施日の最新の状況に応じて、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症の予防対策を実施すること。
- ・感染症予防対策の具体的な方法等については、その都度那珂川市教育委員会と協議して決定すること。

(10) 個人情報の適切な管理

- ・事業の実施により知り得た情報について、個人情報の保護及び漏洩防止に関して周知徹底を図ること。また、委託期間が終了した後においても同様とする。

7 再委託

- ・事業受託者は、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託してはならない。
- ・業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ那珂川市教育委員会の承認を受けなければならない。

8 その他

- ・受講者が使用するchromebook（Wi-Fi モデル）及び通信環境は各学校に配備されたものとする。

- ・事業受託者が保有している有料コンテンツ等がある場合は、講座受講者が自宅学習等で使用できるよう ID 等の提供を行うこと。
- ・「5 講座内容」の「(4) 実施回数及び形態」について、講座1は各クラス15回、講座2は各クラス6回の開催が履行できなかった場合は、その不履行回数分の経費等を減額した契約の変更を行う。ただし、不履行分と同等の代替的な取り組みにより発生した経費等がある場合は、その経費等を差し引いた額を減額した契約の変更を行う。